

# ガバナンス検討会を踏まえた 制度整備について

---

令和8年4月2日

総務省

## 事案の概要

- 令和5年6月にフジテレビの番組の出演タレントと同社社員との間で人権侵害行為と認められる事案が発生（令和6年12月に週刊誌が報道）。当時の経営陣が、コンプライアンスや経営リスクの問題としてとらえず、会社の危機管理としての対処をせずに、漫然と当該タレントの出演を継続。
- 令和7年1月17日、フジテレビ社長が記者会見を実施したが、参加者を一部メディアに限定し、中継動画の撮影を不可。結果として、社会からの大きな批判を招くとともにスポンサー離れが加速。
- 第三者委員会の調査報告書（令和7年3月31日）において、内部統制・コーポレートガバナンス上の問題があったとの指摘。

## 総務省の対応

- 令和7年4月3日、フジテレビに対する行政指導において
  - ①人権尊重、コンプライアンスやガバナンスに関する施策の実効性を確保するよう取り組むこと、
  - ②再発防止に向けた取組の具体化について4月中に、その実施状況については3か月以内に、国民視聴者等に対してその内容を明らかにし、総務省へ報告することを要請。（併せて、民放連、NHKに対しても、人権尊重、コンプライアンスやガバナンスに関する施策の実効性を確保するよう取り組むよう要請）
- 6月27日、「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」の第1回会合を開催。「取りまとめ案」のパブリックコメントを実施し（令和7年11月22日～12月22日）、令和8年1月21日に取りまとめを公表。
- 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめを踏まえた制度改正のバブコメを実施（令和8年1月24日～2月24日）。
- 令和8年3月11日、電波監理審議会からの答申。同年4月1日、公布（一部施行）。

## フジテレビの対応

- 令和7年1月、第三者委員会を立ち上げ（3月31日、調査結果を公表）
- 4月30日、「フジテレビの再生・改革に向けた8つの強化策」を公表、報告。
- 5月30日、強化策に対する国民・視聴者、スポンサー等の反応・評価について公表、報告。
- 7月3日、再発防止の取組の進捗状況について公表、報告。
- その後も、毎月、進捗状況を公表。

## 1 概要

国民の共有財産である電波を用いて事業を行う放送は、公共性及び言論・報道機関として大きな社会的影響力を有し、様々なステークホルダーからの信頼を存立の基盤としている。

今般、民間放送事業者において、広告によって成り立つ民間放送事業の存立基盤を失いかねないばかりか、放送に対する国民の信頼を失墜させる事案が生じたが、その背景には、こうした放送の公共性や言論・報道機関としての社会的責任に対する自覚やガバナンスの欠如があると考えられる。

ガバナンスを確保し、時代の変化に即応して経営をアップデートしていくことは、一事業者だけにとどまる課題ではなく、放送業界全体で対応していく必要がある課題であることから、主に民間の地上テレビジョン放送を念頭に、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行う。

## 2 検討事項

- (1) 放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容
- (2) ガバナンスの実効性確保のための具体的方策
- (3) (2)の具体的方策の実施に当たり、放送事業者・業界団体・国等がそれぞれ果たすべき役割
- (4) その他

## 3 構成員等

	上田 亮子	京都大学経営管理大学院 客員教授
	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士
	音 好宏	上智大学文学部新聞学科 教授
(座長)	穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科 准教授
	林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
	深水 大輔	長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士
	松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科 教授

### [ オブザーバ ]

一般社団法人 日本民間放送連盟  
日本放送協会  
一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟  
厚生労働省

- 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会は、民間放送事業者において、広告によって成り立つ民間放送事業の存立基盤を失いかねないばかりか、放送に対する国民の信頼を失墜させる事案が生じたことを踏まえ、2025年6月から2026年1月までに8回開催（2026年1月21日取りまとめ公表）。
- 放送事業者が「放送に携わる者の職責」を現代的にアップデートし続け、放送が今後とも社会的役割を果たし続けることができるよう、**ガバナンス確保に関する取組として、基本的な考え方（目的、対象、方針）及び具体的内容（事案の未然防止、事案の発生後の対応、フォローアップ）**について、提言。

## ガバナンス確保に関する取組の基本的な考え方

### 取組の目的・対象

- ・ 放送は、時代の変化に応じ、**国民の知る権利に奉仕し続けることが必要**。このためには、**放送事業者の信頼性・事業の継続性の確保**が必要。
- ・ 放送事業者は、一般の株式会社に求められるガバナンスの確保は前提として、**人権尊重・コンプライアンス確保を中心とした取組を不断に実施**。
- ・ このうち、芸能事務所・番組出演者に関するものは、**NHKと民間放送の二元体制の下、放送業界全体として取組**。
- ・ さらに、**新たな事業への展開等、放送の将来像を念頭に置いた前向きな取組を進め、放送の社会的価値の一層の発揮**を図ることが重要。

### 取組の方針

- ・ ガバナンス確保は、番組編集の自由の維持は当然の前提とした上で、**一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進**。
- ・ まずは**事業主体である各放送事業者が推進**。加えて、**業界団体は、放送業界全体としての信頼性を確保するために積極的に役割を遂行**。
- ・ **行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当**。

## ガバナンス確保に関する取組の具体的内容

### 放送事業者・業界団体の取組

#### 【事案の未然防止（平時の取組）】

- ・ **各放送事業者はガバナンス確保のための体制整備を実施**。
- ・ **業界団体は、業界全体を底上げし信頼性を確保するため、ガバナンス確保のための指針を策定し、取組の具体例、留意事項や、公表事項のフォーマットを提示**。
- ・ **各放送事業者は、指針の取組状況を自ら定期的に評価し、結果を公表**。  
業界団体は、各放送事業者の取組状況や評価の取りまとめ・確認、ベストプラクティスの共有、助言等を実施。
- ・ **自己評価に客観性を担保するため、第三者の意見を聴き、その結果を反映する仕組みが必要**。

#### 【事案の発生後の対応】

- ・ 事案の発生した**放送事業者が自ら対応するとともに、業界団体も対応**※。  
※例えば、事案の内容や対応の報告を求めると、助言を行うこと、事案の内容・性質、対応等に応じて業界団体のルールに基づいて処分を行うこと等

### 行政の役割

#### 【事案の未然防止（平時の取組）】

- ・ **基幹放送普及計画**を通じて、**ガバナンス確保を促し、放送事業者による自発的な体制整備を確認**することを検討。  
自主自律の観点から、体制整備の促進が目的であり、放送事業者の個別具体的なガバナンス体制への介入にならないよう慎重に検討することに留意。

#### 【事案の発生後の対応】

- ・ 事業者・業界団体の対応を見極めた上で、インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送が信頼性の高い情報発信などの社会的役割を果たし続けることができるよう、以下の事項について検討。その際、制裁ではなく**経営基盤の持続可能性を確保するため**であること、**番組内容への介入にならないよう慎重に制度設計**することに留意。
  - ☞ **経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合における、適時に一定の基準に基づく報告の手続きを設けること、**
  - ☞ **特に必要な場合には、免許時に条件を付すこと**  
(例：経理的基礎が脅かされている状況の解消に必要な措置の報告や実行を求める)

### フォローアップ

外部からのチェック機能が働くよう、官民が連携してフォローアップする仕組みを整備。実効性を確認しつつ、必要に応じて取組の充実等の見直し。

- 「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」（ガバナンス検討会）において、放送事業者におけるガバナンスの具体的内容やその確保の在り方について検討を実施。
- 今般、ガバナンス検討会取りまとめが令和8年1月21日に公表されたため、その内容を踏まえ、必要となる省令等の改正等を行うもの。

## 1 事案発生後の対応

### ガバナンス検討会取りまとめ

経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合における、適時に一定の基準に基づく報告の手続きを設けることについて検討

### 制度改正

- ・ 電波法施行規則・放送法施行規則を改正し、経理的基礎が基幹放送の業務等の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、報告（事情の内容及び原因、当該事情による影響、経理的基礎を確保するために必要な措置等）する手続きを設ける
- ・ 公布の日に施行

## 2 事案の未然防止（平時の取組）

### ガバナンス検討会取りまとめ

基幹放送普及計画を通じて、ガバナンス確保を促し、放送事業者による自発的な体制整備を確認することを検討

### 制度改正

- ・ 審査基準の一部である基幹放送普及計画、放送法関係審査基準を改正し、次の事項を免許審査で確認。
  - (1) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っていること
  - (2) (1) の取組の状況に関する自己評価を行っていること
  - (3) (2) の自己評価の結果を公表していること
- ・ 令和9年4月1日施行

## 3 その他、所要の規定の整備

## ● 電波法施行規則（下線部分が改正部分）

（事業計画の変更等）

第四十三条の二 基幹放送局の免許人は、法第九条第五項又は第十七条第二項の規定により法第六条第二項第四号に規定する事業計画の変更を届け出るときは、別表第五号の六の様式により作成し、当該様式による届出書一通及びその写し一通を放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。ただし、放送対象地域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたる場合は、住所を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。

2 基幹放送局の免許人（日本放送協会、放送大学学園、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を受けた者及び臨時目的放送を専ら行う放送事業者を除く。第五項から第七項までにおいて同じ。）は、基幹放送の業務を行う事業又は放送法第一百八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

3 前項の規定により報告するときは、別表第五号の七の様式によつて行うものとする。

4 第二項の報告は、前項の規定にかかわらず、計算書類の提出をもつてこれに替えることができる。

5 基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務又は放送法第一百八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、当該事情の内容及び原因、当該事情による影響並びに経理的基礎を確保するために必要な措置その他の基幹放送の業務又は同項に規定する放送局設備供給役務の提供の業務の維持を図るために必要な措置を総務大臣に報告しなければならない。

6 基幹放送局の免許人は、前項の規定による報告をしたときは、総務大臣が当該報告の内容を勘案して定める期間ごとに、その状況を総務大臣に報告しなければならない。

7 基幹放送局の免許人は、第五項に規定する特別の事情が解消したときは、遅滞なく、その状況を総務大臣に報告しなければならない。この場合において、前項の規定は、適用しない。

8 前三項の規定により報告するときは、別表第五号の八の様式によつて行うものとする。

9・10（略）

## ● 放送法施行規則（下線部分が改正部分）

（事業計画書の変更等）

第八十六条 認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。次項及び第四項から第六項までにおいて同じ。）は、法第九十三条第三項に規定する事業計画書及び事業収支見積書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2 認定基幹放送事業者（臨時目的放送を専ら行う認定基幹放送事業者を除く。第四項から及び第六項までにおいて同じ。）は、基幹放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

3 前項の報告は、計算書類の提出をもつてこれに代えることができる。

4 認定基幹放送事業者は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、当該事情の内容及び原因、当該事情による影響並びに経理的基礎を確保するために必要な措置その他の基幹放送の業務の維持を図るために必要な措置を総務大臣に報告しなければならない。

5 認定基幹放送事業者は、前項の規定による報告をしたときは、総務大臣が当該報告の内容を勘案して定める期間ごとに、総務大臣にその状況を報告しなければならない。

6 認定基幹放送事業者は、第四項に規定する特別の事情が解消したときは、遅滞なく、その状況を総務大臣に報告しなければならない。この場合において、前項の規定は、適用しない。

7 前三項の規定により報告するときは、別表第二十一号の五の様式によつて行うものとする。

8・9（略）

- 経理的基礎が基幹放送の業務等の維持に支障を来すおそれがある「特別の事情」については、電波法施行規則第43条の2第5項及び放送法施行規則第86条第4項に基づく報告の適切な履行を促すため、その基準の明確化を図る。
- 具体的には、現時点で想定しているケースを通達に明記する。

## 通達

電波法施行規則第43条の2第5項及び放送法施行規則第86条第4項における、経理的基礎が基幹放送の業務又は放送局設備供給役務の提供の業務の維持に支障を来すおそれがある「特別の事情」について、現時点で想定しているのは以下の場合である。

- 1 特定の事案（基幹放送局の免許人又は認定基幹放送事業者の責に帰すべき事由によらないことが明らかなものを除く。）を契機として、経理的基礎に著しい影響を与えるおそれのある、複数の広告主による、同時又は連鎖的な広告出稿停止が生じたとき又は生じることが見込まれることとなったとき。具体的には次に該当した場合とする。

特定の事案（基幹放送局の免許人又は認定基幹放送事業者の責に帰すべき事由によらないことが明らかなものを除く。）を契機として、一箇月の放送収入の額が、前年度の放送収入の額を十二で除して得た額の概ね二分の一以下となったとき又は概ね二分の一以下となることを見込まれることとなったとき。

- 2 大規模災害等により予期せぬ支出が発生する場合など、特定の事案を契機として、経理的基礎に著しい影響を与えるおそれのある、支出の大幅な増加が生じたとき又は生じることが見込まれることとなったとき。具体的には次に該当した場合とする。

特定の事案を契機とした支出の額が、前年度の営業利益の額を上回る水準となることを見込まれ、かつ、基幹放送局の免許人又は認定基幹放送事業者が有する現金及び現金同等物のみではその支出を賄うことが困難となったとき又は困難となることを見込まれることとなったとき。

## ● 基幹放送普及計画（下線部分が改正部分）

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

（略）

1・2 （略）

3 その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

(1) 基幹放送を行う民間基幹放送事業者による基幹放送(全国放送であるものを除く。)については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその基幹放送を通じて地域住民の要望に応えることにより、基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。

(2) 地上基幹放送(受信障害対策中継放送、コミュニティ放送及び臨時かつ一時の目的のための放送を除く。)を行う民間基幹放送事業者にあつては、基幹放送の健全な発達を図るため、その地上基幹放送の業務の適正を確保するために必要な体制の整備をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行うこと。

第2 放送法第93条第1項第6号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合(特定地上基幹放送事業者の場合にあつては、電波法第7条第2項第4号八に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合)

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

(1)～(7) （略）

(8) 地上基幹放送(受信障害対策中継放送、コミュニティ放送及び臨時かつ一時の目的のための放送を除く。)を行う民間基幹放送事業者にあつては、その地上基幹放送の業務の適正を確保するために必要な体制の整備をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っていること。

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び移動受信地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることができる放送番組の数)の目標

（略）

## ● 放送法関係審査基準（下線部分が改正部分）

第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件（法第116条の5第4項に規定する認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が法第116条の6第1項本文の規定の運用を受ける場合及び同条第2項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第1項本文の既定の適用を受ける場合にあつては、第4項及び第5号を除く。）を満たすものでなければならない。

(1)～(9) （略）

(10) 認定等を行うことが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙1の基準に合致すること

別紙1（第3条関係）

第3条(10)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

1～12 （略）

13 地上基幹放送(受信障害対策中継放送、コミュニティ放送及び臨時目的放送を除く。)の業務を行う申請者（協会及び学園を除く。）は、次の各条件に適合するものであること。

(1) 当該業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っているものであること。

(2) (1)の取組の状況に関する自己評価を行っているものであること。

(3) (2)の自己評価の結果を公表しているものであること。

14 （略）

## ● 放送法関係審査基準

13 地上基幹放送（受信障害対策中継放送、コミュニティ放送及び臨時目的放送を除く。）の業務を行う申請者（協会及び学園を除く。）は、次の各条件に適合するものであること。

- (1) 当該業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っているものであること。
- (2) (1) の取組の状況に関する自己評価を行っているものであること。
- (3) (2) の自己評価の結果を公表しているものであること。

## ● 具体的な免許審査

○ 本改正案に基づく免許審査では、次の3点を確認することとし、個別具体的なガバナンス体制を確認することは想定していない。

- ① 民間放送ガバナンス指針（民放連が策定した指針）に沿って必要な体制整備の取組を十分に行っているか
- ② 当該取組に関する自己評価を行っているか
- ③ 当該自己評価の結果を公表しているか